

都市農業に関する実態調査 (農村振興局)

平成 2 3 年 1 0 月

農林水産省

目 次

I 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の種類	1
3 調査の対象及び方法	1
4 数値について	2
5 地域区分について	2
II 農家アンケート結果の概要	4
1 都市農家のすがた	4
（1）経営耕地面積	4
（2）農作業を中心となって担う者の年齢	4
（3）農産物の年間販売金額	5
（4）生産している農産物の作目	6
（5）生産した農産物の出荷先	7
2 農家所得と所得構成	8
3 農業後継者の有無	9
4 都市農業の継続の支障	10
5 税制に対する改正要望	11
（1）相続税	11
（2）固定資産税	11
6 活用したい農業振興施策	12
III 地方自治体アンケート結果の概要	13
1 市街化区域内で実施している施策・事業	13
2 都市農業を推進するために重要だと考える農業振興施策	14
（1）ソフト事業	14
（2）農園整備	15
（3）施設整備	16
（4）農業生産基盤整備	17
3 都市農業を推進するために望まれる税制改正事項	18

I 調査の概要

1 調査の目的

都市農業については、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給に加え、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保など、多様な役割を果たしており、国の食料・農業・農村基本計画においても、こうした役割を果たすものとして位置付けられ、その振興を図ることとされている。

また、都市部の農地については、人口減少・高齢化等により市街化の圧力が弱まる中で、都市住民の良好な生活環境を求める観点などから、都市政策の面からも積極的に評価すべきとの声が高まっている。

本調査は、市街化区域内農地を所有する農家及び地方自治体を対象に、都市農業に関する実態を把握し、今後の都市農業政策推進のための基礎資料、裏付け資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の種類

農家アンケート及び地方自治体アンケートの2種類

3 調査の対象及び方法

(1) 農家アンケート

① 調査の対象

ア 調査対象地域の選定

全国の地域的なバランスや市街化区域内農地の賦存量等を参考に、三大都市圏特定市 39 市区、地方圏（三大都市圏特定市以外）の市町 22 市町、合計 61 市区町を対象とした。

なお、うち3市町は配布したものの回収数は0だったため、調査対象地域は、三大都市圏特定市 37 市区（表では「特定市」と表記）、地方圏 21 市町（表では「特定市以外」と表記）となっている。

イ 調査対象農家の選定

対象の各地域について、市街化区域内に農地を所有する農家を選定した。

② 調査の方法

調査委託先がアンケート票の配布及び回収を行った。

(2) 地方自治体アンケート

① 調査の対象

市街化区域内農地を有する地方自治体（都道府県 46 自治体、市区町村 638 自治体の計 684 自治体）

② 調査の方法

農林水産省－地方農政局－都道府県－市区町村の実施系統で行い、メールにより実施した。

③ 調査の期日（調査日）

平成 22 年 8 月 1 日現在で実施した。

4 数値について

（1）合計と内訳

回答数合計に対する内訳項目の割合については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の積み上げは必ずしも 100.0 とならない。

また、「（複数回答）」の表示があるものは、延べ数によるものであるため、合計が内訳の積み上げにならない。

（2）表中に使用した符号

「－」：事実のないもの

「0」：単位に満たないもの

5 地域区分について

三大都市圏等の表章区分と該当する都道府県、市町村は、次のとおりである。

三大都市圏等の表章区分と該当する都道府県、市町村

(平成22年4月1日現在)

三大都市圏等	該当する都道府県、市区町村										
全 国											
都道府県	香川県を除く都道府県										
特定市	三大都市圏特定市(注1)										
特定市以外	三大都市圏特定市以外で市街化区域内農地を有する市町村										
三大都市圏											
都道府県	三大都市圏特定市を有する都道府県										
特定市	三大都市圏特定市										
特定市以外	三大都市圏特定市を有する都道府県の特定市以外で市街化区域内農地を有する市町村										
首都圏											
都道府県	首都圏で三大都市圏特定市を有する都県(茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)										
特定市	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-right: 1px solid black;">茨城県</td> <td>龍ヶ崎市、取手市、坂東市、牛久市、守谷市、常総市、つくばみらい市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">埼玉県</td> <td>川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、ふじみ野市、熊谷市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">千葉県</td> <td>千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">東京都</td> <td>特別区(注2)、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">神奈川県</td> <td>横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市</td> </tr> </table>	茨城県	龍ヶ崎市、取手市、坂東市、牛久市、守谷市、常総市、つくばみらい市	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、ふじみ野市、熊谷市	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市	東京都	特別区(注2)、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
茨城県	龍ヶ崎市、取手市、坂東市、牛久市、守谷市、常総市、つくばみらい市										
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、ふじみ野市、熊谷市										
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市										
東京都	特別区(注2)、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市										
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市										
特定市以外	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で市街化区域内農地を有する上記以外の市町村										
中部圏											
都道府県	中部圏で三大都市圏特定市を有する県(静岡県、愛知県、三重県)										
特定市	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-right: 1px solid black;">静岡県</td> <td>静岡市、浜松市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">愛知県</td> <td>名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">三重県</td> <td>四日市市、桑名市、いなべ市</td> </tr> </table>	静岡県	静岡市、浜松市	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市	三重県	四日市市、桑名市、いなべ市				
静岡県	静岡市、浜松市										
愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市										
三重県	四日市市、桑名市、いなべ市										
特定市以外	静岡県、愛知県、三重県で市街化区域内農地を有する上記以外の市町村										
近畿圏											
都道府県	近畿圏で三大都市圏特定市を有する府県(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)										
特定市	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-right: 1px solid black;">京都府</td> <td>京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">大阪府</td> <td>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">兵庫県</td> <td>神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">奈良県</td> <td>奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市</td> </tr> </table>	京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市		
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、										
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市										
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市										
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市										
特定市以外	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県で市街化区域内農地を有する上記以外の市町村										
三大都市圏以外											
都道府県	三大都市圏特定市を有する都道府県以外の県(香川県を除く)										
市町村	三大都市圏特定市を有する都道府県以外の県で市街化区域内農地を有する市町村										

注：1 三大都市圏特定市とは、以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市(東京都の特別区を含む。)をいう。

 首都圏：「首都圏整備法」の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの

 中部圏：「中部圏開発整備法」の都市整備区域内にあるもの

 近畿圏：「近畿圏整備法」の既成都市区域及び近郊整備区域内にあるもの

2 三大都市圏特定市は213市区あり、通常東京都の特別区の存する区域を一つの市としてカウントしているが、当アンケートでは、23区のうち市街化区域内農地がある12区をそのままカウントした。

Ⅱ 農家アンケート結果の概要

対象農家 4,707 戸に対し、アンケートを行った結果、3,010 戸（回収率 63.9%）から回答が得られた。このうち、アンケート票に記入があった有効回答数は 2,645 戸（有効回答率 56.2%）であった。

1 都市農家のすがた

（1）経営耕地面積

都市農家の経営耕地面積（回答農家数 2,179 戸）について、農家 1 戸当たり経営耕地面積は 74.5 a であった。このうち、市街化区域内農地は 36.3 a（宅地化農地 20.2 a、生産緑地 16.1 a）、市街化区域以外の農地は 38.2 a となっている。また、相続税納税猶予の適用を受けている農家は 536 戸と 1 / 4 程度となっており、その平均適用面積は 54 a となっている（第 1 表）。

第 1 表 農家数及び経営耕地面積（農家 1 戸当たり）

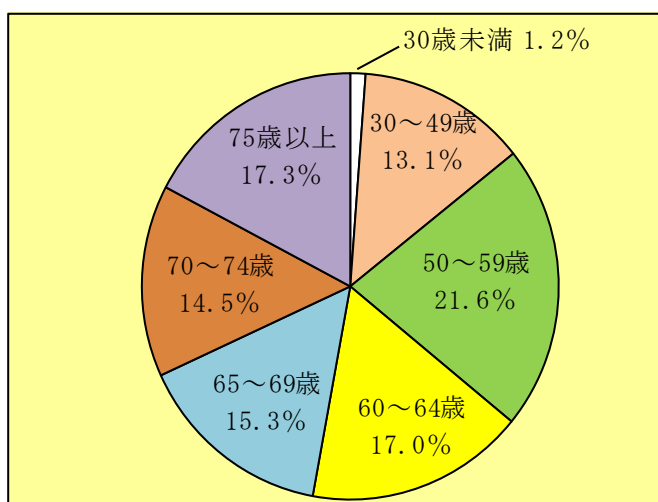
単位：a

区 分	農 家 数 (戸)	合 計	市街化区域内農地		市街化区域 以外の農地
				生産緑地	
全 体	2,179	74.5	36.3	16.1	38.2
相続税納税猶予	536	54.0	33.7	20.6	20.3
特 定 市	1,399	64.0	35.6	25.0	28.4
特 定 市 以 外	780	93.4	37.5	0.1	55.9

（2）農作業を中心となって担う者の年齢

農業従事者における農作業の中心者の年齢（回答農家数 2,533 戸、複数いる場合は若い年齢を計上）については、「50 歳未満」が 14.3%、「50～59 歳」が 21.6%、「60～64 歳」が 17.0%となっており、65 歳未満が半数強の 52.9%を占めている（図 1）。

図 1 農作業を中心となって担う者の年齢階層（農家数割合）



特定市・販売金額別にみると、特定市以外と比べて特定市の方が、また、販売金額については金額の多い方が、年齢が若い傾向が見られる（第2表）。

第2表 農作業の中心者の年齢階層（農家数割合）

単位：%

区 分	65歳未満					65歳以上			
	30歳未満	30～49歳	50～59歳	60～64歳		65～69歳	70～74歳	75歳以上	
全 体	52.9	1.2	13.1	21.6	17.0	47.1	15.3	14.5	17.3
特 定 市	55.8	1.3	15.5	22.6	16.4	44.2	14.0	13.1	17.1
特 定 市 以 外	47.7	0.9	9.0	19.7	18.2	52.3	17.6	16.9	17.7
販 売 金 額									
100万円未満	43.3	0.4	6.1	18.4	18.5	56.7	18.7	16.2	21.8
100万円以上	69.0	2.4	23.7	26.8	16.1	31.0	11.4	10.9	8.8
300万円以上	79.4	3.2	29.6	29.8	16.9	20.6	10.1	6.0	4.6
700万円以上	87.1	5.4	36.6	30.1	15.1	12.9	6.5	3.8	2.7

（3）農産物の年間販売金額

直近3年間の農産物における年間販売金額（回答農家数2,511戸）については、「販売なし」及び「100万円未満」で農家総数の6割程度を占めており、特定市以外に限れば7割近くを占める。一方、「700万円以上」と一定の収入を得ている農家も1割程度いる。特定市は「100～700万円」階層で、特定市以外は「100万円未満」で割合が比較的高い（第3表）。

また、販売なしを除いた農家（1,950戸）の1戸当たり平均販売金額は270万円となっている（第3表）。

第3表 農産物の年間販売金額（農家数割合）

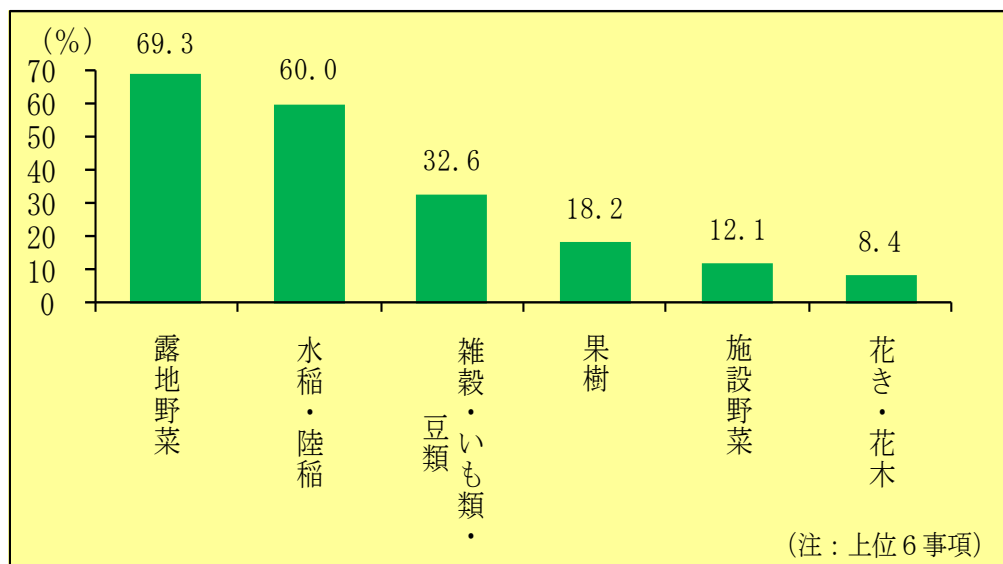
単位：%

区 分	販売なし	15万円	15	50	100	300	700	1,000万円	平均金額
		未 満	～ 50万円	～ 100万円	～ 300万円	～ 700万円	～ 1,000万円	以 上	
全 体	22.3	13.1	15.0	11.0	18.3	12.7	4.0	3.5	270万円
特 定 市	21.6	11.4	14.0	11.1	20.3	13.9	3.9	3.9	289万円
特定市以外	23.8	16.3	16.6	11.0	14.8	10.7	4.1	2.8	235万円

(4) 生産している農産物の作目

生産している農産物の作目（回答農家数 2,487 戸）については、「露地野菜」が最も多く、次いで「水稻・陸稻」、「雑穀・いも類・豆類」の順となっている（図 2）。

図 2 生産している農産物の作目（農家数割合、複数回答）



特定市・販売金額別にみると、「露地野菜」は、特定市及び販売金額 100 万円以上で多く、「水稻・陸稻」は、特定市以外及び販売金額 100 万円未満が多い（第 4 表）。

第 4 表 生産している農産物の作目（農家数割合、複数回答）

単位：%

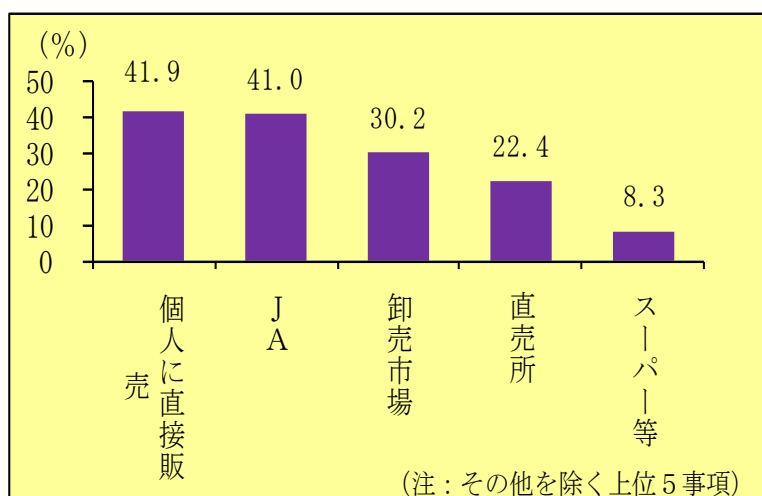
区分	露地野菜	水稻・陸稻	雑穀・いも類・豆類	果樹	施設野菜	花き・花木
全体	69.3	60.0	32.6	18.2	12.1	8.4
特定市	71.2	50.1	34.3	18.2	12.1	8.8
特定市以外	66.0	77.9	29.7	18.2	11.9	7.6
販売金額						
100万円未満	63.2	69.5	33.5	18.0	2.6	5.6
100万円以上	83.6	43.5	33.8	20.0	26.3	13.3
300万円以上	82.9	40.3	33.1	19.2	35.5	16.7
700万円以上	83.3	37.6	31.2	19.9	49.5	22.6

(5) 生産した農産物の出荷先

生産した農産物の出荷先（回答農家数 1,929 戸）については、「個人に直接販売」が最も多く、次いで「J A」、「卸売市場」の順となっている（図 3）。

特定市・販売金額別にみると、「個人に直接販売」は、特定市及び販売金額 100 万円未満で多く、「J A」は、特定市以外及び 100 万円未満が多い。また、「卸売市場」、「直売所」は、特定市及び販売金額 100 万円以上が多い（第 5 表）。

図 3 生産した農産物の出荷先
（農家数割合、複数回答）



第 5 表 生産した農産物の出荷先（農家数割合、複数回答）

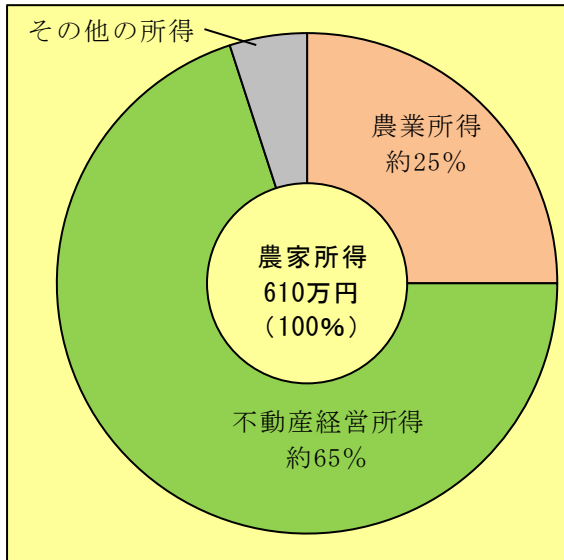
単位：%

区 分	個人に直接販売	J A	卸売市場	直売所	スーパー等 小売業者	生協	レストラン 等飲食業者	その他
全 体	41.9	41.0	30.2	22.4	8.3	3.0	2.5	17.5
特 定 市	45.7	29.2	33.4	27.4	9.5	3.4	2.6	19.4
特 定 市 以 外	34.9	62.7	24.4	13.3	6.2	2.2	2.5	13.8
販 100 万円未満	45.2	46.2	12.8	10.7	4.4	1.2	1.6	22.8
売 100 万円以上	40.6	35.3	46.8	33.9	12.8	4.7	3.7	12.9
金 300 万円以上	40.0	36.0	52.8	34.4	16.8	6.2	4.4	12.2
額 700 万円以上	41.3	40.2	57.1	34.2	19.6	8.2	6.5	14.1

2 農家所得と所得構成

直近3年間における「農業所得」、「不動産経営所得」、「その他の所得」を合わせた農家1戸当たりの年間農家所得（農業所得なしを除く回答農家数1,146戸）は600万円程度となっている。このうち、「農家所得」は約25%、「不動産経営所得」は約65%を占めている（図4）。

図4 農家1戸当たり年間農家所得



注： 数値については、販売金額階層の中間値を代用して金額に換算して算出した「販売金額」を基に、回答があった手取り割合から「農業所得」を算出した。また、回答があった「農業所得」、「不動産経営所得」、「その他の所得」の割合からそれぞれの所得金額を集計し、農家所得金額を算出した。

このため、販売金額があっても手取りがないか、または記入がない場合、農業所得はゼロとなるため、例え「不動産経営所得」や「その他の所得」に記入があっても、数値は算出されず集計対象外となっている。

このようにこれらの数値は、割合から算出した推計値であることに加え、一部は集計対象外となっていることから、あくまで目安を示したものであり、取扱いに当たっては十分留意されたい。

特定市・販売金額別の農家所得に対する割合をみると、「農業所得」の割合は、販売金額が増加するほど高い。また、「不動産経営所得」の割合は、販売金額が増加するほど低くなっているものの、販売金額700万円以上であっても、半分を超えている（第6表）。

第6表 1戸当たり農家所得

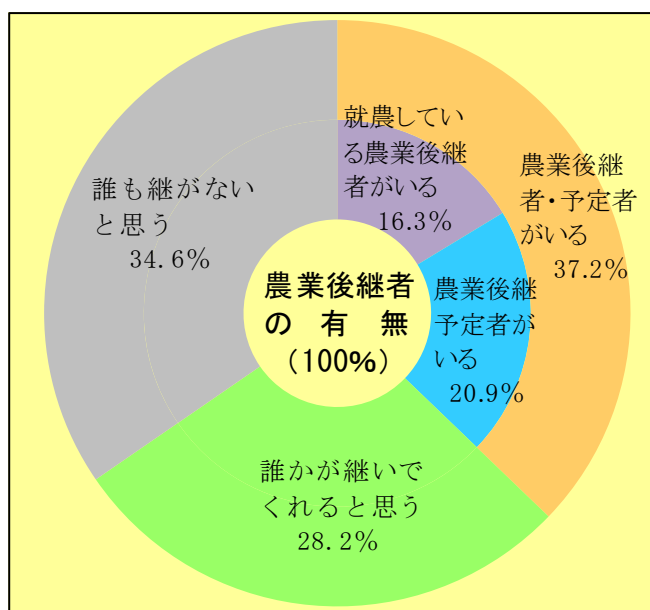
区分		農家所得	農業所得	不動産経営所得	その他の所得
全体		610万円 (100%)	約 25 %	約 65 %	約 10 %
特定市		660万円 (100%)	約 25 %	約 70 %	約 5 %
特定市以外		510万円 (100%)	約 30 %	約 60 %	約 10 %
販売金額	100万円未満	260万円 (100%)	約 5 %	約 75 %	約 20 %
	100万円以上	800万円 (100%)	約 30 %	約 65 %	約 5 %
	300万円以上	940万円 (100%)	約 35 %	約 60 %	約 5 %
	700万円以上	1,250万円 (100%)	約 45 %	約 55 %	0 %

注：「農家所得」は下一桁を四捨五入し、「農業所得」、「不動産経営所得」、「その他の所得」は5%刻みで表示

3 農業後継者の有無

農業後継者がいるかどうか聞いたところ(回答農家数 2,598 戸)、「農業後継者・予定者がいる」、「誰かが継いでくれると思う」を併せた、農業後継者の確保の見通しがある農家が 2 / 3 程度を占めている一方、「誰も継がないと思う」と回答した農家が 1 / 3 いる。(図 5)

図 5 農業後継者の有無(農家数割合)



特定市・販売金額別にみると、「農業後継者・予定者がいる」農家は、特定市以外と比べて特定市の方が、また、販売金額については、金額の多い方が高い(第 7 表)。

第 7 表 農業後継者の有無(農家数割合)

単位：%

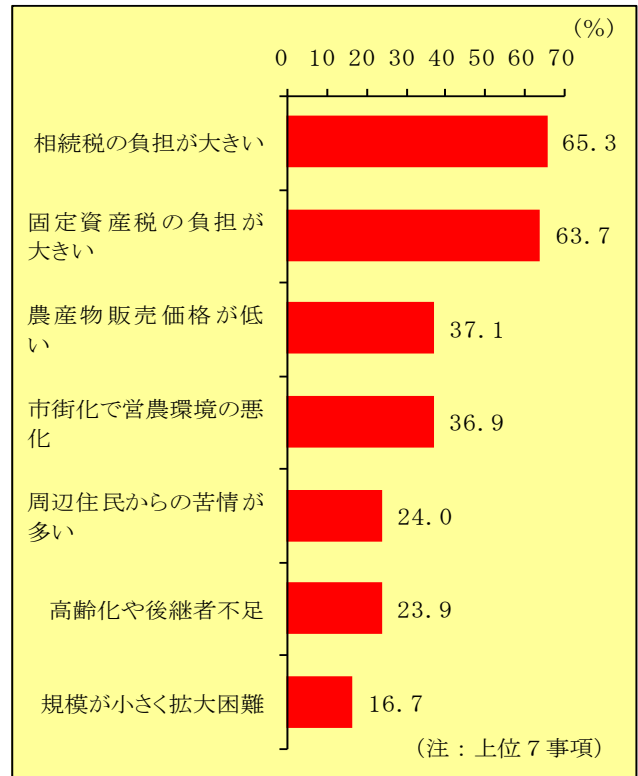
区 分	農業後継者・予定者がいる			誰かが継いでくれると思う	誰も継がないと思う	
	就農している農業後継者がいる	農業後継者	予定者がいる			
全 体	37.2	16.3	20.9	28.2	34.6	
特 定 市	38.9	18.9	20.0	27.6	33.5	
特 定 市 以 外	34.0	11.6	22.4	29.4	36.6	
販 売 金 額	100万円未満	30.7	8.9	21.9	28.8	40.5
	100万円以上	48.1	28.5	19.6	29.7	22.2
	300万円以上	53.3	37.0	16.3	27.4	19.3
	700万円以上	61.8	49.5	12.4	20.4	17.7

4 都市農業の継続の支障

市街化区域内農地で今後も農業を続けるに当たって、どのようなことが支障となるか聞いたところ（回答農家数 2,513 戸）、「相続税の負担」が最も多く、次いで「固定資産税の負担」、「農産物販売価格が低い」、「市街化で営農環境の悪化」、「周辺住民からの苦情」の順となっている（図 6）。

特定市・販売金額別にみると、「相続税の負担」は、特定市と比べて特定市以外がやや高く、また、販売金額については、金額が多い方が高い。また、「固定資産税の負担」は、特定市と比べて特定市以外で高く、販売金額別では階層での差がない（第 8 表）。

図 6 農業を続ける上での支障
(農家数割合、複数回答)



第 8 表 農業を続ける上での支障(農家数割合、複数回答)

区 分		相続税の負担が大きい	固定資産税の負担が大きい	農産物販売価格が低い	市街化で営農環境の悪化	周辺住民からの苦情が多い	高齢化や後継者不足
全 体		65.3	63.7	37.1	36.9	24.0	23.9
特 定 市		63.4	58.7	35.2	35.3	20.9	22.7
特 定 市 以 外		68.9	72.8	40.5	39.8	29.6	26.1
販 売 金 額	100万円未満	65.6	68.6	34.5	36.9	23.3	28.6
	100万円以上	77.4	65.6	50.3	47.8	32.8	20.1
	300万円以上	80.3	69.1	52.0	52.4	37.1	17.3
	700万円以上	82.1	65.8	48.4	57.6	39.7	15.8

区 分		規模が小さく拡大困難	道がなく機械や車両が入らない	農業用水が確保されていない	排水が悪い	基盤未整備で農地条件が悪い	その他
全 体		16.7	5.2	4.8	4.8	4.4	2.0
特 定 市		15.5	5.7	5.2	4.5	4.5	1.6
特 定 市 以 外		18.7	4.3	4.2	5.4	4.2	2.8
販 売 金 額	100万円未満	20.8	6.0	4.8	4.8	4.5	2.0
	100万円以上	13.7	5.0	4.8	5.1	4.3	2.1
	300万円以上	10.8	4.2	6.2	6.8	5.2	2.2
	700万円以上	9.2	4.9	7.1	7.1	6.0	4.3

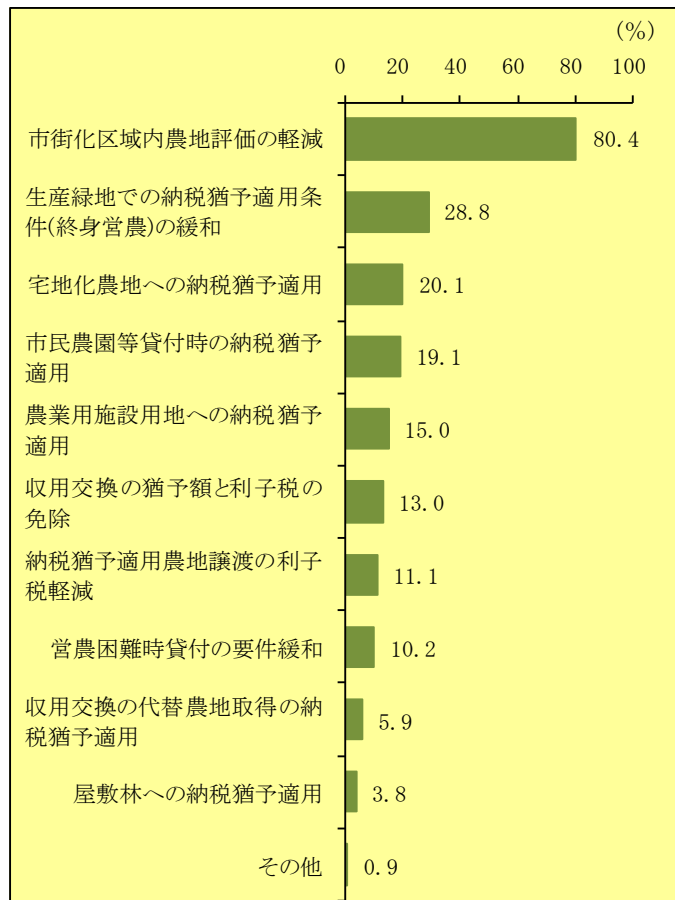
5 税制に対する改正要望

(1) 相続税

市街化区域内農地に係る相続税についてどのような改正を希望するか聞いたところ（回答農家数 2,645 戸）、「市街化区域内農地評価の軽減」が最も多く、次いで「生産緑地での納税猶予適用条件（終身営農）の緩和」、「宅地化農地への納税猶予適用」の順となっている（図7）。

図7 相続税の改正要望

（農家数割合、複数回答）

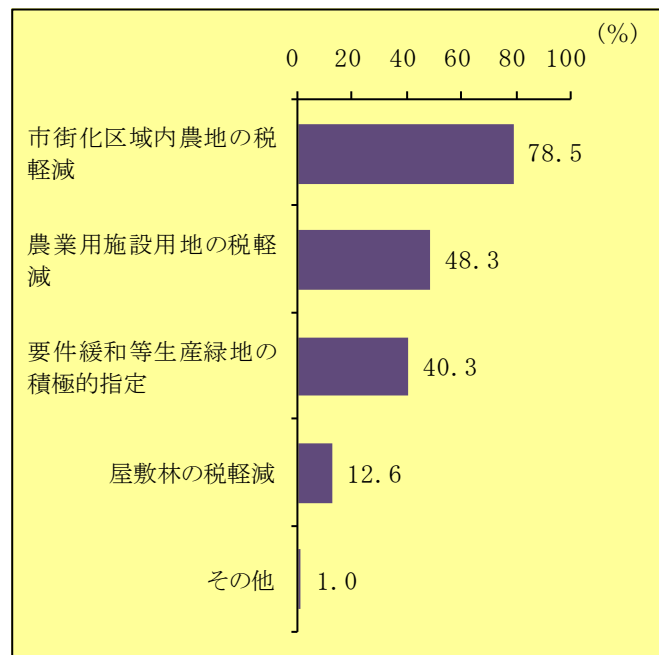


(2) 固定資産税

市街化区域内農地に係る固定資産税についてどのような改正を希望するか聞いたところ（回答農家数 2,645 戸）、「市街化区域内農地の税軽減」が最も多く、次いで「農業用施設用地の税軽減」、「要件緩和等生産緑地の積極的指定」の順となっている（図8）。

図8 固定資産税の改正要望

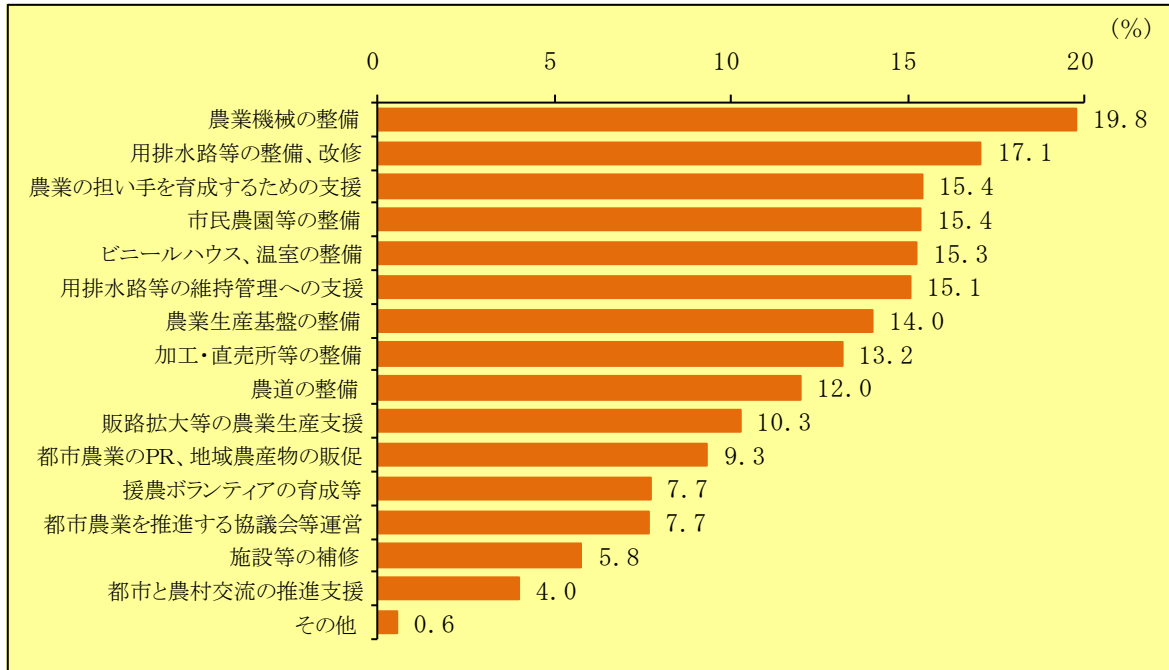
（農家数割合、複数回答）



6 活用したい農業振興施策

市街化区域内で活用したいと思う農業振興施策について聞いたところ（回答農家数 2,021 戸）、「農業機械の整備」が最も多く、次いで「用排水路等の整備、改修」、「農業の担い手を育成するための支援」、「市民農園等の整備」、「ビニールハウス、温室の整備」の順となっている（図 9）。

図 9 活用したい農業振興施策（農家数割合、複数回答）



主な販売金額最多作目別にみると、水稻・陸稻では「用排水路等の維持管理への支援」、施設野菜や花き・花木では「ビニールハウス、温室の整備」の割合が高い（第 9 表）。

第 9 表 活用したい農業振興施策（主な販売金額最多作目、農家数割合、複数回答）

単位：%

農業振興施策	水稻・陸稻	露地野菜	施設野菜	果 樹	花き・花木
農業機械の整備	28.4	27.5	23.5	26.5	43.8
用排水路等の整備、改修	24.1	22.0	24.7	13.2	14.1
農業の担い手を育成するための支援	23.9	18.2	25.9	22.1	10.9
市民農園等の整備	18.0	20.8	13.6	25.0	15.6
ビニールハウス、温室の整備	11.2	28.4	60.5	13.2	57.8
用排水路等の維持管理への支援	31.8	10.6	8.6	13.2	6.3
農業生産基盤の整備	22.7	16.7	9.9	8.8	14.1
加工・直売所等の整備	11.9	26.3	17.3	29.4	23.4
農道の整備	19.0	10.6	8.6	7.4	10.9
販路拡大等の農業生産支援	8.2	18.6	25.9	29.4	28.1
都市農業のPR、地域農産物の販促	8.6	18.0	21.0	22.1	17.2
援農ボランティアの育成等	9.2	10.0	11.1	13.2	15.6
都市農業を推進する協議会等運営	8.9	12.5	13.6	8.8	7.8
施設等の補修	5.1	7.2	27.2	10.3	29.7
都市と農村交流の推進支援	5.2	5.3	6.2	7.4	1.6
その他	0.9	0.8	-	-	-

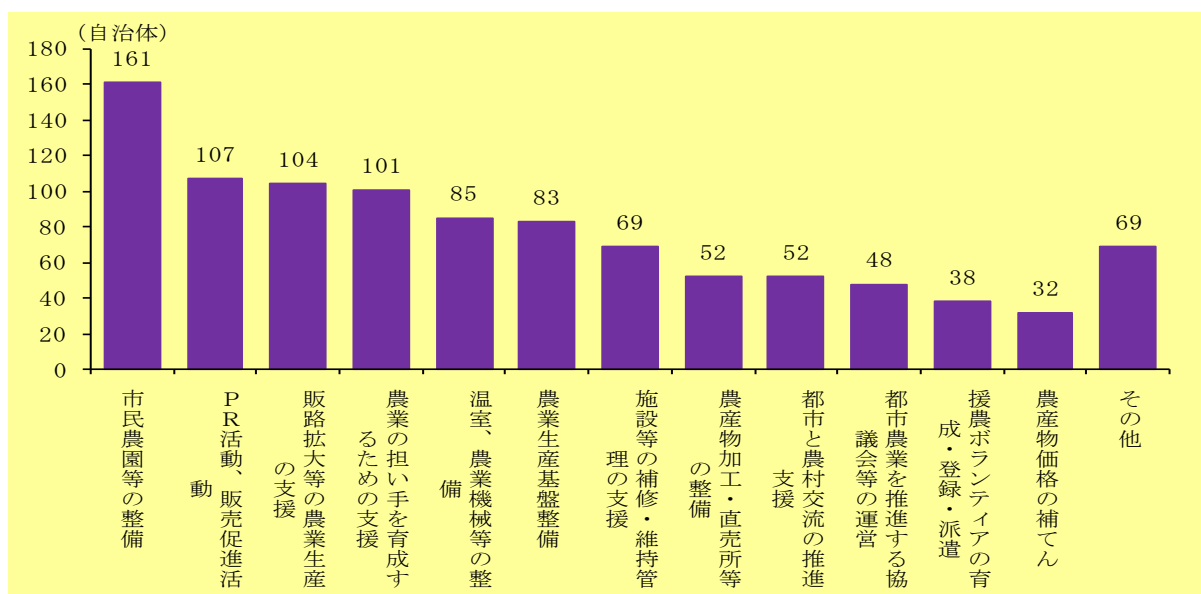
Ⅲ 地方自治体アンケート結果の概要

市街化区域内農地を有する地方自治体（都道府県 46 自治体、市区町村 638 自治体の計 684 自治体）に対し、アンケートを行った結果、**643 自治体（回答割合 94.0%）**から回答が得られた。このうち、アンケート票に記入があった有効回答自治体数は**620 自治体（同 90.6%）**であった。

1 市街化区域内で実施している施策・事業

地方自治体が市街化区域内において独自に実施している農業又は農地に係る施策・事業については、「市民農園等の整備」が最も多く、次いで「PR・販売促進活動」、「販路拡大等の農業生産支援」、の順となっている（図 10）。

図 10 市街化区域内で実施している施策・事業



有効回答自治体数（620 自治体）に対する割合について圏域別にみると、三大都市圏以外に比べて三大都市圏は、いずれの施策・事業も高い（第 10 表）。

第 10 表 市街化区域内で実施している施策・事業（自治体数割合、複数回答）

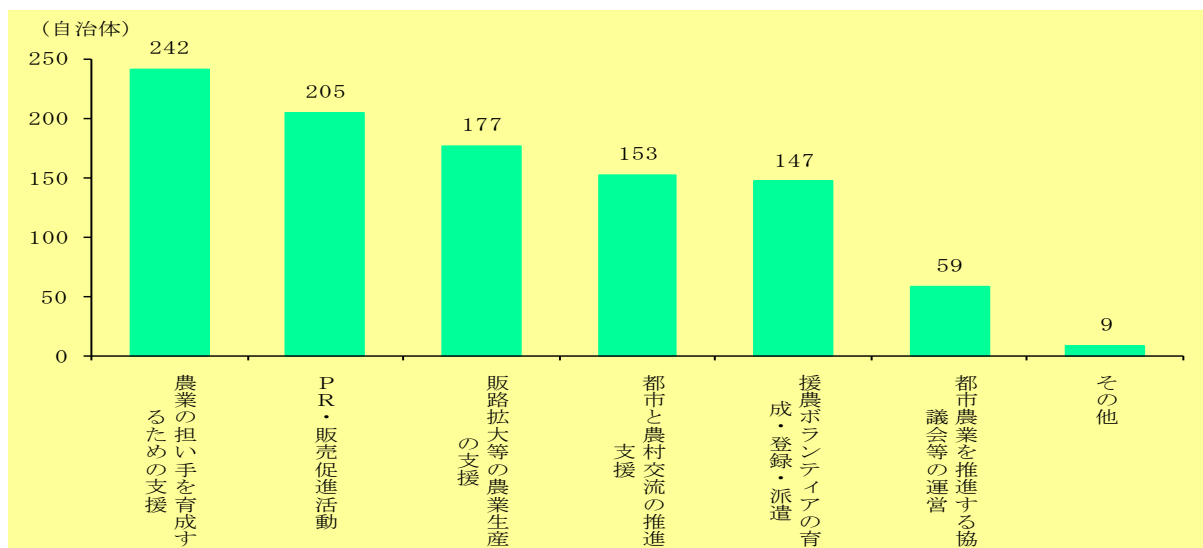
施策・事業項目	全 国	三 大 都 市 圏				三 大 都 市 圏 外
		首 都 圏	中 部 圏	近 畿 圏	以 外	
市民農園等の整備	26.0	32.2	39.5	22.2	28.3	16.9
PR活動、販売促進活動	17.3	23.2	32.6	6.2	21.2	8.7
販路拡大等の農業生産の支援	16.8	18.9	24.4	9.9	16.8	13.8
農業の担い手を育成するための支援	16.3	17.5	23.3	8.6	15.0	14.6
温室、農業機械等の整備	13.7	15.3	23.3	3.7	11.5	11.4
農業生産基盤整備	13.4	13.9	12.8	4.9	22.1	12.6
施設等の補修・維持管理の支援	11.1	12.8	15.1	7.4	13.3	8.7
農産物加工・直売所等の整備	8.4	9.8	14.0	3.7	8.0	6.3
都市と農村交流の推進支援	8.4	9.3	10.5	7.4	8.8	7.1
都市農業を推進する協議会等の運営	7.7	10.9	15.1	1.2	11.5	3.1
援農ボランティアの育成・登録・派遣	6.1	9.0	15.1	3.7	3.5	2.0
農産物価格の補てん	5.2	4.9	3.5	4.9	7.1	5.5
その他	11.1	13.7	16.9	6.2	14.2	7.5

2 都市農業を推進するために重要だと考える農業振興施策

(1) ソフト事業

地方自治体が都市農業を推進するために重要だと考えるソフト事業について聞いたところ、「農業の担い手を育成するための支援」が最も多く、次いで「都市農業のPR活動、地域農産物の販売促進活動」、「農産物の販路拡大、苗木の育成・供給など農業生産の支援」の順となっている（図11）。

図11 重要だと考える農業振興施策項目（ソフト事業）



有効回答自治体数（620自治体）に対する割合について圏域別にみると、三大都市圏以外と比べて三大都市圏は、「農業の担い手を育成するための支援」、「PR・販売促進活動」、「援農ボランティアの育成・登録・派遣」、「都市農業を推進する協議会等の運営」が高い（第11表）。

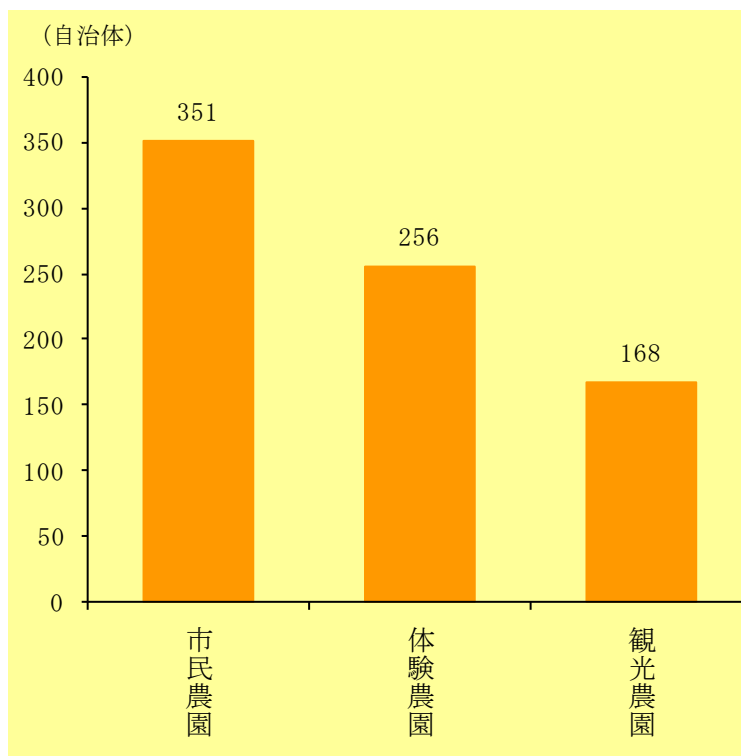
第11表 重要だと考える農業振興施策項目（ソフト事業）
（自治体数割合、複数回答）

農業振興施策項目 （農業生産基盤整備）	全 国	三大都市圏					三 大 都 市 圏 外
		都道府県	特定市	特定市以	外	以	
農業の担い手を育成するための支援	39.0	46.2	33.3	52.8	37.0	28.7	
PR・販売促進活動	33.1	39.6	83.3	47.7	23.2	23.6	
販路拡大等の農業生産の支援	28.5	29.8	58.3	38.0	14.5	26.8	
都市と農村交流の推進支援	24.7	24.6	50.0	25.9	20.3	24.8	
援農ボランティアの育成・登録・派遣	23.7	30.1	41.7	38.0	16.7	14.6	
都市農業を推進する協議会等の運営	9.5	12.6	25.0	16.2	5.8	5.1	
その他	1.5	1.9	-	1.9	2.2	0.8	

(2) 農園整備

地方自治体が都市農業を推進するために重要だと考える農園整備について聞いたところ、「市民農園」が最も多く、次いで「体験農園」、「観光農園」の順となっている（図12）。

図12 重要だと考える農業振興施策項目（農園整備）



有効回答自治体数（620自治体）に対する割合について、地方自治体種類（都道府県、市区町村（特定市、特定市以外））別にみると、「市民農園」は地方自治体の種類にかかわらず割合が高く、「体験農園」は都道府県や特定市において割合が高い（第12表）。

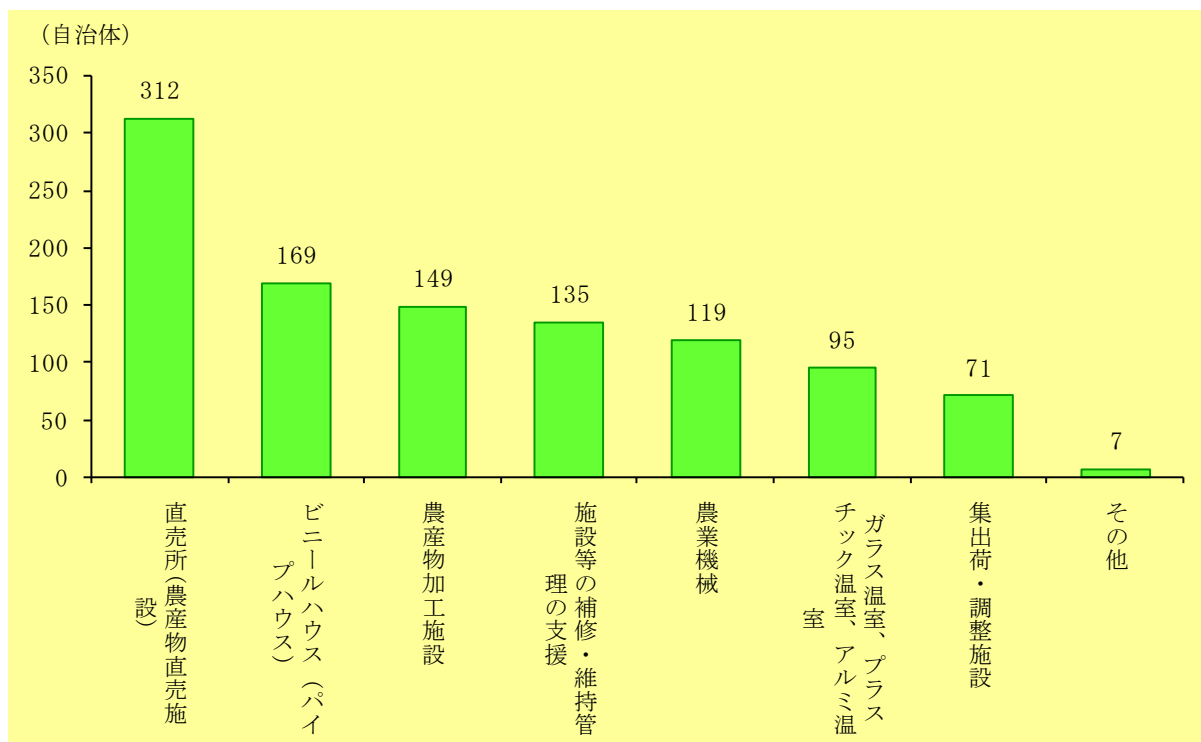
第12表 重要だと考える農業振興施策項目（農園整備）
（自治体数割合、複数回答）

農業振興施策項目 （農園整備）	単位：%						
	全 国	三 大 都 市 圏	都道府県	特 定 市	特 定 市 以 外	三 大 都 市 圏 以 外	
市 民 農 園	56.6	56.0	83.3	60.6	46.4	57.5	
体 験 農 園	41.3	46.2	75.0	56.9	26.8	34.3	
観 光 農 園	27.1	30.9	66.7	35.6	20.3	21.7	

(3) 施設整備

地方自治体が都市農業を推進するために重要だと考える施設整備について聞いたところ、「直売所」が最も多く、次いで「ビニールハウス」、「農産物加工施設」の順となっている（図13）。

図13 重要だと考える農業振興施策項目（施設整備）



有効回答自治体数（620自治体）に対する割合について、圏域別にみると、三大都市圏で「直売所」や「施設等の補修・維持管理の支援」などが三大都市圏以外に比べ割合が高くなっている（第13表）。

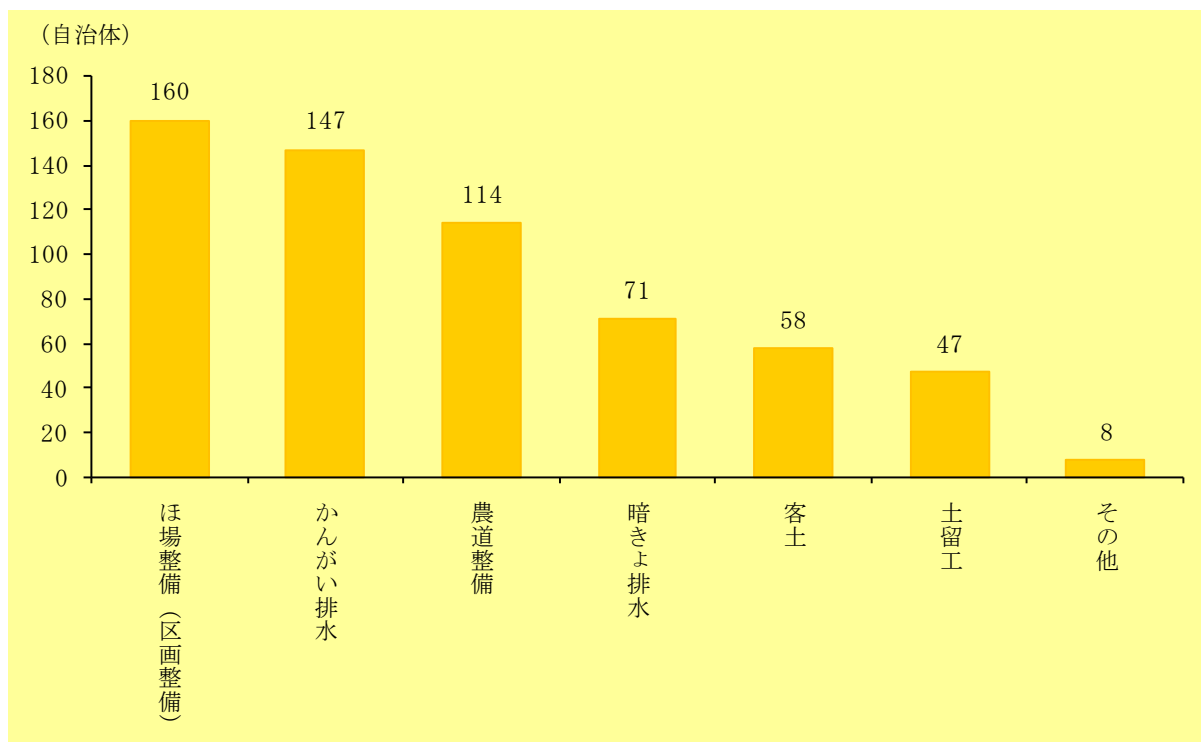
第13表 重要だと考える農業振興施策項目（施設整備）
（自治体数割合、複数回答）

農業振興施策項目 （施設整備）	全 国	三大都市圏				
		三 都 市 圏	都 道 府 県	特 定 市	特 定 市 外	三 大 都 市 圏 外
直売所（農産物直売施設）	50.3	55.2	100.0	61.1	42.0	43.3
ビニールハウス（パイプハウス）	27.3	27.9	58.3	33.3	16.7	26.4
農産物加工施設	24.0	26.2	66.7	29.6	17.4	20.9
施設等の補修・維持管理の支援	21.8	27.9	50.0	28.2	25.4	13.0
農業機械	19.2	22.1	41.7	25.9	14.5	15.0
ガラス温室、プラスチック温室、アルミ温室	15.3	15.8	33.3	15.7	14.5	14.6
集出荷・調整施設	11.5	12.0	25.0	14.4	7.2	10.6
その他	1.1	1.1	-	1.9	-	1.2

(4) 農業生産基盤整備

地方自治体が都市農業を推進するために重要だと考える農業生産基盤整備について聞いたところ、「ほ場整備」が最も多く、次いで「かんがい排水」、「農道整備」の順となっている（図14）。

図14 重要だと考える農業振興施策項目（農業生産基盤整備）



有効回答自治体数（620自治体）に対する割合について、圏域別にみると、三大都市圏で「ほ場整備」や「農道整備」、「土留工」が三大都市圏以外に比べ割合が高くなっている（第14表）。

第14表 重要だと考える農業振興施策項目（農業生産基盤整備）
（自治体数割合、複数回答）

農業振興施策項目 （農業生産基盤整備）	単位：%					
	全 国	三 大 都 市 圏	都 道 府 県	特 定 市	特 定 市 外 以 外	三 大 都 市 圏 以 外
ほ場整備（区画整備）	25.8	30.9	33.3	31.0	30.4	18.5
かんがい排水	23.7	24.3	50.0	23.6	23.2	22.8
農道整備	18.4	20.8	41.7	21.8	17.4	15.0
暗きよ排水	11.5	12.3	25.0	12.5	10.9	10.2
客土	9.4	9.3	16.7	9.3	8.7	9.4
土留工	7.6	9.6	8.3	11.6	6.5	4.7
その他	1.3	1.1	-	1.4	0.7	1.6

3 都市農業を推進するために望まれる税制改正事項

都市農業を推進するために望まれる税制改正事項について聞いたところ、「市街化区域内農地の相続税評価額の軽減」が最も多く、次いで「市街化区域内農地に対する固定資産税の軽減」、「市民農園等貸付時の相続税納税猶予の適用」、「農業用施設用地に対する固定資産税の軽減」、「農業施設用地に対する相続税納税猶予の適用」の順となっている（図15）。

図15 税制改正要望事項の内容(自治体数割合、複数回答)

